

○津山工業高等専門学校環境委員会規程

〔平成18年4月1日〕
規程第51号

改正 平成22年3月18日規程第10号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、環境に配慮した取組に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境方針に関すること。
- (2) 環境目的・目標に関すること。
- (3) 環境目的・目標・プログラムの達成状況の確認とその是正に関すること。
- (4) 監視、測定の実施に関すること。
- (5) その他環境に配慮した取組に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生主事
- (2) 総務課長及び学生課長
- (3) その他校長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(任期)

第5条 第3条第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第10号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。